

海部郡衛生処理事務組合職員の懲戒処分について（公表）

職員の懲戒処分について「海部郡衛生処理事務組合職員の懲戒処分等の実施及び公表に関する要綱」により、次のとおり公表します。

被 処 分 者	管理第 1 課（し尿処理業務） 課長級 50 代 男性
処分年月日	令和 7 年 9 月 1 日
処 分 内 容	停職 6 箇月（令和 7 年 9 月 1 日から令和 8 年 2 月 2 8 日）
処分理由	被処分者は、現場作業員以外の作業着を公費で購入する事を認めていない衛生組合の運用に反し、令和 5 年度から令和 6 年度の 2 年間、4 回にわたり、事務職員である自身の事務作業着（スラックス 7 本、合計購入金額 2 3, 0 0 0 円相当）を、現場作業員の作業着とあわせ、販売店で購入し着用したことは、海部郡衛生処理事務組合の懲戒処分等の基準に違反する行為である。

この度の当該職員の行為は、公務員として職務上の義務に違反し、職員全体の信頼・信用を著しく失墜させるものであります。

今後このようなことがないよう職員への指導を徹底し、再発防止と海部郡内住民の皆さまの信頼回復に全力を尽くして参ります。

令和 7 年 9 月 1 日

海部郡衛生処理事務組合 管理者 枡 富 治